

○ 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第六号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域（平成十二年厚生省告示第五十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後							現 行						
北海道							北海道						
都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称					都道府県名	市町村名	当該地域が市町村の区域の一部の場合における当該区域の名称				
	函館市	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町	名寄市	風連町		歌志内市		函館市	恵山岬町、元村町、富浦町、島泊町、新恵山町、絵紙山町、新八幡町、新浜町及び銚子町	名寄市	風連町		歌志内市
	伊達市	大滝区						伊達市	大滝区				
	福島町	字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山、字豊浜及び字宮歌						福島町	字松浦、字吉野、字館崎、字吉岡、字美山、字豊浜及び字宮歌				
	森町	字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字						森町	字砂原西一丁目、字砂原西二丁目、字砂原西三丁目、字砂原西四丁目、字砂原西五丁目、字砂原一丁目、字砂原二丁目、字砂原三丁目、字砂原四丁目、字砂原五丁目、字				

留寿都村	真狩村	ニセコ町	蘭越町	せたな町	
			字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田、字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下、字讃岐及び上目名	大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山区及び瀬棚区	砂原六丁目、字砂原東一丁目、字砂原東二丁目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原原野五線、字砂原原野六線、字砂原原野七線及び字砂原原野八線

留寿都村	真狩村	ニセコ町	蘭越町	せたな町	
			字川上、字立川、昆布町、字黄金、字湯里、字日出、蘭越町、字豊国、字旭台、字水上、字大谷、字淀川、字栄、字富岡、字新見、字吉国、字上里、字三和、名駒町、字鮎川、字清水、字共栄、字御成、字初田、字三笠、字相生、目名町、字貝川、字田下、字讃岐及び上目名	大成区太田、大成区富磯、大成区上浦、大成区都、大成区本陣、大成区久遠、大成区花歌、北檜山区西丹羽、北檜山区丹羽、北檜山区東丹羽、北檜山区小倉山、北檜山区松岡、北檜山区徳島、北檜山区愛知、北檜山区兜野、北檜山区豊岡、北檜山区北檜山区及び瀬棚区	砂原六丁目、字砂原東一丁目、字砂原東二丁目、字砂原東三丁目、字砂原東四丁目、字砂原東五丁目、字砂原原野四線、字砂原原野五線、字砂原原野六線、字砂原原野七線及び字砂原原野八線

共和町	積丹町	奈井江町	浦臼町	雨竜町	北竜町	佐呂間町	湧別町	大空町	壮瞥町	厚真町	洞爺湖町	安平町
南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、 発足及び幌似	大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町										洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、 香川、財田、富丘及び伏見	

共和町	積丹町	奈井江町	浦臼町	雨竜町	北竜町	佐呂間町	上湧別町	大空町	壮瞥町	厚真町	洞爺湖町	安平町
南幌似、前田、老古美、梨野舞納、宮丘、 発足及び幌似	大字美国町、大字婦美町及び大字幌武意町										洞爺町、旭浦、大原、川東、成香、岩屋、 香川、財田、富丘及び伏見	

厚岸町	本別町	幕別町	更別村	中札内村	鹿追町	士幌町	日高町	むかわ町
太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太		忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成					富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清島、字正和及び字三和	

厚岸町	本別町	幕別町	更別村	中札内村	鹿追町	士幌町	日高町	むかわ町
太田一の通り、太田二の通り、太田三の通り、太田四の通り、太田五の通り、太田六の通り、太田七の通り、太田八の通り、太		忠類栄町、忠類幸町、忠類本町、忠類錦町、忠類白銀町、忠類元忠類、忠類日和、忠類西当、忠類協徳、忠類朝日、忠類公親、忠類共栄、忠類東宝、忠類幌内、忠類明和、忠類新生、忠類中当、忠類古里及び忠類晩成					富川北、字平賀、字福満、富川東、字富浜、富川南、富川西、富川駒丘、門別本町、字緑町、字幾千世、字庫富、字広富、字豊郷、字旭町、字豊田、字美原、字厚賀町、字賀張、字清島、字正和及び字三和	

田丸の通り、太田東、太田西、太田北、乙幌、太田宏陽、サッテベツ、大別、セタニウシ、太田南、光栄、片無去、上尾幌(国有地の一部に限る。)、門静四丁目、白浜(二丁目百二十七番、三丁目一番から三丁目三番、三丁目五番、三丁目五十番から三丁目九十一番、四丁目一番から四丁目二百五十六番に限る。)、宮園(二丁目一番、二丁目九十六番から二丁目三百五番、二丁目三百七十八番から二丁目三百七十九番、二丁目三百八十一番、二丁目四百五十七番から二丁目四百七十五番、三丁目三番から三丁目七番、三丁目九番、三丁目十番、三丁目十二番から三丁目百二十三番、三丁目百二十六番から三丁目百五十七番、四丁目一番から四丁目八十四番、四丁目八十六番から四丁目百八番、四丁目百十番から四丁目百十六番に限る。)、サンヌシ、山の手(一丁目一番、一丁目六番、一丁目十七番から一丁目二十六番、一丁目三十九番、一丁目五十五番から一丁目六十六番、一丁目六十八番から一丁目九十二番、一丁目九十六番から一丁目百番、一丁目百三番から一丁目百二十七番、一丁目百二十九番から一丁目百四十二番、一丁目百四十五番から一丁目百四十七番、一丁目百五十番、一丁目百六十三番、二丁目一番、二丁目二番、二丁目四番

田丸の通り、太田東、太田西、太田北、乙幌、太田宏陽、サッテベツ、大別、セタニウシ、太田南、光栄、片無去、上尾幌(国有地の一部に限る。)、門静四丁目、白浜(二丁目百二十七番、三丁目一番から三丁目三番、三丁目五番、三丁目五十番から三丁目九十一番、四丁目一番から四丁目二百五十六番に限る。)、宮園(二丁目一番、二丁目九十六番から二丁目三百五番、二丁目三百七十八番から二丁目三百七十九番、二丁目三百八十一番、二丁目四百五十七番から二丁目四百七十五番、三丁目三番から三丁目七番、三丁目九番、三丁目十番、三丁目十二番から三丁目百二十三番、三丁目百二十六番から三丁目百五十七番、四丁目一番から四丁目八十四番、四丁目八十六番から四丁目百八番、四丁目百十番から四丁目百十六番に限る。)、サンヌシ、山の手(一丁目一番、一丁目六番、一丁目十七番から一丁目二十六番、一丁目三十九番、一丁目五十五番から一丁目六十六番、一丁目六十八番から一丁目九十二番、一丁目九十六番から一丁目百番、一丁目百三番から一丁目百二十七番、一丁目百二十九番から一丁目百四十二番、一丁目百四十五番から一丁目百四十七番、一丁目百五十番、一丁目百六十三番、二丁目一番、二丁目二番、二丁目四番

岩手県				
盛岡市	弟子屈町	標茶町	浜中町	
上米内(字白石、字小浜及び字畑十一番地から三十六番地までの地域に限る。)、新庄(字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小貝沢の地域に限る。)、浅岸(字元信の地域に限る。)、黒川(一地割から三地割までの地域に限る。)、手代森(一地割及び十八地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。)、乙部(一地割の地域に限る。)、玉山区馬場(字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。)		字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツ、字チャンベツ及び字片無去		から二丁目二十二番、二丁目二十四番から二丁目四十番、二丁目四十六番から二丁目五十七番、三丁目一番から三丁目七十二番、四丁目三番から四丁目七番、四丁目十三番から四丁目十八番に限る。)

岩手県				
盛岡市	弟子屈町	標茶町	浜中町	
上米内(字白石、字小浜及び字畑十一番地から三十六番地までの地域に限る。)、新庄(字上八木田、字下八木田、字銭掛及び字小貝沢の地域に限る。)、浅岸(字元信の地域に限る。)、黒川(一地割から三地割までの地域に限る。)、手代森(一地割及び十八地割の地域に限る。)、大ヶ生(一地割、二地割、八地割、九地割、十三地割から十七地割まで、二十三地割、二十七地割、二十八地割、三十地割及び三十一地割の地域に限る。)、乙部(一地割の地域に限る。)、玉山区馬場(字前田、字高木、字赤坂、字太子堂、字葛巻及び字川久保の地域に限る。)		字チャンベツ原野、字上チャンベツ原野、字中チャンベツ原野、字雷別、字下チャンベツ、字中チャンベツ、字チャンベツ及び字片無去		から二丁目二十二番、二丁目二十四番から二丁目四十番、二丁目四十六番から二丁目五十七番、三丁目一番から三丁目七十二番、四丁目三番から四丁目七番、四丁目十三番から四丁目十八番に限る。)

宮城県				秋田県	山形県
栗原市	丸森町	加美町	女川町	鹿角市	尾花沢市
栗駒耕英及び栗駒大峰	耕野及び大張	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	御前浜、大石原浜、野々浜、塚浜（塚浜、小屋取及び竹ノ尻の地域に限る。）、飯子浜、桐ヶ崎、横浦、指ヶ浜、高白浜、尾浦、尾浦町及び竹浦	尾去沢	鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内、鳥海町下川内及び鳥海町小川
大江町	尾花沢市	大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大字本郷丁、大字本郷戊、大字本郷己、大字荻野、大字堂屋敷、大字塩の平、大字所部、大字顔好甲、大字顔好乙、大字材木、大	大字丹生、大字正厳、大字行沢、大字中島、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名木沢及び大字毒沢		

宮城県				秋田県	山形県
栗原市	丸森町	加美町	女川町	鹿角市	尾花沢市
栗駒耕英及び栗駒大峰	耕野及び大張	小泉、木舟、谷地森、鳥嶋、鳥屋ヶ崎、孫沢、米泉、君ヶ袋及び沼ヶ袋	御前浜、大石原浜、野々浜、塚浜（塚浜、小屋取及び竹ノ尻の地域に限る。）、飯子浜、桐ヶ崎、横浦、指ヶ浜、高白浜、尾浦、尾浦町及び竹浦	尾去沢	鳥海町伏見、鳥海町栗沢、鳥海町上川内、鳥海町下川内及び鳥海町小川
大江町	尾花沢市	大字本郷甲、大字本郷乙、大字本郷丙、大字本郷丁、大字本郷戊、大字本郷己、大字荻野、大字堂屋敷、大字塩の平、大字所部、大字顔好甲、大字顔好乙、大字材木、大	大字丹生、大字正厳、大字行沢、大字中島、大字押切、大字高橋、大字富山、大字市野々、大字岩谷沢、大字荻袋、大字寺内、大字南沢、大字野黒沢、大字芦沢、大字名木沢及び大字毒沢		

新潟県	栃木県	福島県				
十日町市	鹿沼市	郡山市	戸沢村	鮭川村	舟形町	
蒔平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、 蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山、 松之山光間、松之山新山、松之山水梨、 松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、 松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、 松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、 松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、 松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、 松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、 松之山東川、松之山上鰾池、松之山下鰾池	深程	湖南町（浜路、横沢、舘、舟津及び中野の地域に限る。）	大字岩清水、大字津谷、大字名高、大字神田及び大字松坂	大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡、大字石名坂及び大字京塚	大字長沢、大字舟形、大字長者原及び大字富田	字橋上、大字小鉾、大字十八才甲、大字十八才乙、大字檜山、大字月布、大字大鉢及び大字原田

新潟県	栃木県	福島県				
十日町市	鹿沼市	郡山市	戸沢村	鮭川村	舟形町	
蒔平、儀明、小池、田野倉、名平、室野、 蒲生、木和田原、仙納、峠、福島、松之山、 松之山光間、松之山新山、松之山水梨、 松之山小谷、松之山大荒戸、松之山松口、 松之山三桶、松之山沢口、松之山猪之名、 松之山藤内名、松之山橋詰、松之山坂下、 松之山観音寺、松之山古戸、松之山湯山、 松之山湯本、松之山黒倉、松之山天水越、 松之山天水島、松之山藤倉、松之山中尾、 松之山東川、松之山上鰾池、松之山下鰾池	深程	湖南町（浜路、横沢、舘、船津及び中野の地域に限る。）	大字岩清水、大字津谷、大字名高、大字神田及び大字松坂	大字川口、大字向居、大字佐渡、大字中渡、大字石名坂及び大字京塚	大字長沢、大字舟形、大字長者原及び大字富田	字橋上、大字小鉾、大字十八才甲、大字十八才乙、大字檜山、大字月布、大字大鉢及び大字原田

石川県							
輪島市	小松市	津南町	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上市	
町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町、門前町、門前町清水、門前町走出、門前町和田、門前町高根尾、門前町本市、門前町栃木、門前町深田、門前町広瀬、門前町日野尾、門前町鬼屋、門前町館、門前町広岡、門前町西中尾、門前町小滝、門前町上河内	嵐町及び中ノ峠町	大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸及び大字三箇		安塚区	大字御前山及び大字市野々	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、桧原及び板屋越	、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田

石川県							
輪島市	小松市	津南町	阿賀町	上越市	糸魚川市	村上市	
町野町、里町、名舟町、白米町、野田町、尊利地町、小田屋町、忍町、東印内町、西院内町、渋田町、西山町、東山町、門前町、門前町清水、門前町走出、門前町和田、門前町高根尾、門前町本市、門前町栃木、門前町深田、門前町広瀬、門前町日野尾、門前町鬼屋、門前町館、門前町広岡、門前町西中尾、門前町小滝、門前町上河内	嵐町及び中ノ峠町	大字秋成、大字穴藤、大字結束、大字大赤沢、大字上郷大井平、大字上郷子種新田、大字上郷宮野原、大字上郷寺石、大字上郷上田、大字芦ヶ崎、大字赤沢、大字谷内、大字中深見、大字外丸及び大字三箇		安塚区	大字御前山及び大字市野々	寺尾、宮ノ下、下中島、鵜渡路、上野、川端、猿沢、桧原及び板屋越	、松之山五十子平、松之山上坪野、松之山赤倉、松之山東山及び浦田

穴水町	志賀町	白山市	珠洲市	
甲、山中、鹿波、鹿上、野並、曾良、大郷、沖波、前波、宇加川、明千寺、花園、古君及び竹太	酒見、大福寺、稲敷、栢木、香能、福浦港、赤崎、小窪、鹿頭、笹波及び前浜	尾添、女原、釜谷、五味島、瀬戸、鴫ヶ谷、荒谷、東二口及び深瀬	上戸町及び三崎町	、門前町猿橋、門前町小石、門前町植戸、門前町風原、門前町赤神、門前町飯川谷、門前町池田、門前町入山、門前町窠、門前町上代、門前町江崎、門前町大釜、門前町大切、門前町大泊、門前町鍛冶屋、門前町久川、門前町北川、門前町切狭、門前町木原月、門前町黒岩、門前町腰細、門前町小山、門前町是清、門前町椎木、門前町神明原、門前町白禿、門前町新町分、門前町清沢、門前町千代、門前町滝町、門前町館分、門前町釵地、門前町中田、門前町西中谷、門前町馬場、門前町藤浜、門前町二又、門前町馬渡、門前町南、門前町山是清、門前町渡瀬、門前町大生、門前町鹿磯、門前町勝田、門前町道下、門前町深見、門前町六郎木及び門前町黒島町

穴水町	志賀町	白山市	珠洲市	、門前町猿橋、門前町小石、門前町植戸、 門前町風原、門前町赤神、門前町飯川谷、 門前町池田、門前町入山、門前町窠、門前 町上代、門前町江崎、門前町大釜、門前町 大切、門前町大泊、門前町鍛冶屋、門前町 久川、門前町北川、門前町切狭、門前町木 原月、門前町黒岩、門前町腰細、門前町小 山、門前町是清、門前町椎木、門前町神明 原、門前町白禿、門前町新町分、門前町清 沢、門前町千代、門前町滝町、門前町館分 、門前町釵地、門前町中田、門前町西中谷 、門前町馬場、門前町藤浜、門前町二又、 門前町馬渡、門前町南、門前町山是清、門 前町渡瀬、門前町大生、門前町鹿磯、門前 町勝田、門前町道下、門前町深見、門前町 六郎木及び門前町黒島町
			上戸町及び三崎町	

静岡県		長野県					山梨県			
浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	富士河口湖町	甲斐市	甲府市	能登町	
横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）佐久間町佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場		大字広津及び大字陸郷	坂北		平	精進、本栖、富士ヶ嶺	菅口及び福沢	古関町、梯町	松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真、立壁、四方山、白丸、内浦長尾及び新保	

静岡県		長野県					山梨県			
浜松市	白馬村	池田町	筑北村	麻績村	大町市	富士河口湖町	甲斐市	甲府市	能登町	
横川（九百六十八番地から千三百八十番地までの地域に限る。）佐久間町佐久間、佐久間町中部及び佐久間町半場		大字広津及び大字陸郷	坂北		平	精進、本栖、富士嶺	菅口及び福沢	古関町、梯町	松波、恋路、明生、布浦、上、福光、滝之坊、田代、駒渡、宮犬、不動寺、行延、時長、泉、満泉寺、山中、羽生、国重、九里川尻、秋吉、河ヶ谷、清真、立壁、四方山、白丸、内浦長尾及び新保	

兵庫県		愛知県								
佐用町	姫路市	東栄町	設楽町	新城市	豊田市	伊豆市	藤枝市	島田市	沼津市	
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西	夢前山之内（佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。）及び夢前高長	大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川角	田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八橋及び松戸	乗本	下山田代町、田折町、蕪木町及び蘭町（大向、皿田、下海道、下洞、神田、新田、西洞、狭田、花ノ木、平岩及び分里の地域に限る。）	土肥（字平石の地域に限る。）及び小土肥（字石上の地域に限る。）	岡部町野田沢、岡部町青羽根及び岡部町玉取	伊久身、千葉、川根町家山、川根町拔里及び川根町葛籠	井田及び舟山	

兵庫県		愛知県								
佐用町	姫路市	東栄町	設楽町	新城市	豊田市	伊豆市	藤枝市	島田市	沼津市	
佐用、平福、江川、力万、須安、宇根、西	夢前山之内(佐中、熊部、坂根及び小畑の地域に限る。)及び夢前高長	角 大字本郷、大字奈根、大字下田及び大字川	田口、清崎、荒尾、和市、小松、長江、八橋及び松戸	乗本	下山田代町、田折町、蕪木町及び蘭町(大向、皿田、下海道、下洞、神田、新田、西洞、狭田、花ノ木、平岩及び分里の地域に限る。)	土肥(字平石の地域に限る。)及び小土肥(字石上の地域に限る。)	岡部町野田沢、岡部町青羽根及び岡部町玉取	伊久身、千葉、川根町家山、川根町抜里及び川根町葛籠	井田及び舟山	

和歌山県		鳥取県	島根県		
新温泉町	有田川町	すさみ町	八頭町	浜田市	江津市
大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久及び平松	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野	江住、見老津及び里野	小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下部	三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及び三隅町芦谷	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。）
川本町					
	大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木				

和歌山県		鳥取県	島根県		
新温泉町	有田川町	すさみ町	八頭町	浜田市	江津市
大畠、小日山、目高、寄延、上月、仁位、早瀬、多賀、中島、米田、小山、安川、土井、宝蔵寺、下徳久、林崎、東徳久、西徳久及び平松	赤崎、和田、三尾、諸寄、釜屋、居組、切畑、多子、桐岡、丹土、中辻、塩山及び飯野	江住、見老津及び里野	小別府、新興寺、安井宿、桜ヶ丘及び日下部	三隅町古市場、三隅町湊浦、三隅町西河内、三隅町岡見、三隅町井野、三隅町室谷及び三隅町芦谷	桜江町市山、桜江町今田、桜江町江尾及び桜江町後山（後山上及び後山下の地域に限る。）
川本町					
	大字川本、大字因原、大字都賀行、大字三原、大字田窪、大字南佐木及び大字北佐木				

岡山県		広島県	
邑南町	高梁市	美咲町	呉市
矢上	川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町胤数、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び備中町布賀	上口、小山、栃原、中埴和、東埴和及び西	豊町
		豊栄町清武、豊栄町鍛冶屋、豊栄町安宿、豊栄町別府、豊栄町乃美及び豊栄町能良	東広島市
			安芸高田市
			吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲田町高田原(字女鳥、字馬通、字恩田、字暮坪、字甲角、字観音石、字下杉、字上杉、字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び甲田町上小原(字西ヶ迫、字小井逸、字百畦、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫、字向山、字黒平、字大谷、字大土山、字小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字槇之本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、字前平及び字重宏山の地域に限る。)

岡山県		広島県	
邑南町	高梁市	美咲町	(新設)
矢上	川上町地頭、川上町七地、川上町三沢、川上町領家、川上町吉木、川上町胤数、備中町志藤用瀬、備中町布瀬、備中町長屋及び備中町布賀	上口、小山、栃原、中埴和、東埴和及び西	(新設)
			東広島市
			安芸高田市
			吉田町中馬、吉田町上入江、吉田町下入江、吉田町小山、吉田町長屋、吉田町桂、甲田町高田原(字女鳥、字馬通、字恩田、字暮坪、字甲角、字観音石、字下杉、字上杉、字明光山及び字仁伍山の地域に限る。)及び甲田町上小原(字西ヶ迫、字小井逸、字百畦、字小山、字原田、字鹿渡、字温田、字城田原、字大反田、字立岩、字寺迫、字堀迫、字向山、字黒平、字大谷、字大土山、字小南、字柳逸、字池の内、字蔭近、字槇之本、字中迫、字古神出、字先迫、字切谷、字前平及び字重宏山の地域に限る。)

高知県		徳島県		山口県			
香美市	須崎市	東みよし町	神山町	長門市	岩国市	北広島町	安芸太田町
香北町吉野、香北町小川、香北町葦生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎	久通	毛田(千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。)及び中庄(二千九百六十五番地から四千百七十二番地までの地域に限る。)	神領	油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵小田	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷	新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田、今吉田、阿坂及び吉木	大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山、大字平見谷、大字観音及び大字津浪

高知県		徳島県		山口県			
香美市	須崎市	東みよし町	神山町	長門市	岩国市	北広島町	安芸太田町
香北町吉野、香北町小川、香北町葦生野、香北町美良布、香北町下野尻、香北町太郎	久通	毛田(千六百十三番地から二千六百七十一番地まで及び四千九十五番地から四千六百二十九番地までの地域に限る。)及び中庄(二千九百六十五番地から四千百七十二番地までの地域に限る。)	神領	油谷津黄、油谷後畑、油谷角山、油谷向津具下、油谷向津具上、油谷川尻及び油谷蔵小田	美川町小川、美川町四馬神及び美川町添谷	新郷、新都、寺原、石井谷、古保利、今田、今吉田、阿坂及び吉木	大字加計、大字戸河内、大字田吹、大字吉和郷、大字遊谷、大字土居、大字打梨、大字那須、大字横川、大字柴木、大字川手、大字梶ノ木、大字板ヶ谷、大字松原、大字小板、大字寺領、大字上殿、大字猪山及び大字平見谷

福岡県						
飯塚市	四万十町	津野町	仁淀川町	大豊町	土佐町	
内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)	興津	新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ川床鍋	峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大崎、大板、岩戸、相能及び蕨谷	大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒田、南大王、八畝、立野、西川、栗生、筏木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ヶ内、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久保	田井	丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子

福岡県						
飯塚市	四万十町	津野町	仁淀川町	大豊町	土佐町	
内住(字大野、字白坂、字原、字払ノ谷、字十郎、字用意の元、字久保山、字浦ノ谷、字福ヶ谷、字久保山前、字古屋敷、字兎山、字赤松尾及び字鍛冶木屋の地域に限る。)	興津	新土居、三間川、樺ノ川、西谷甲、姫野々、久保川、貝ノ川、永野、西谷乙及び貝ノ川床鍋	峯岩戸、本村、二子野、藤ノ野、引地、長屋、中村、寺村、田村、橘谷、宗津、鹿森、桜、葛原、久喜、川口、加枝、遅越、大崎、大板、岩戸、相能及び蕨谷	大平、大滝、川井、中内、西峯、柚木、怒田、南大王、八畝、立野、西川、栗生、筏木、八川、岩原、東土居、西土居、佐賀山、上東、中屋、黒石、庵谷、船戸、梶ヶ内、奥大田、寺内、安野々、西久保、川戸、連火、桃原、永渕、柳野、大砂子及び大久保	田井	丸、香北町萩野、香北町岩改、香北町橋川野及び香北町日ノ御子

八女市	嘉麻市	豊前市	
黒木町田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字 ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高 畑及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(字 川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノ トリ及び字柴原の地域に限る。)、及び桑野(字 倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)	大字中川底(八百三十四番地の一から千八百 五十一番地までの地域に限る。)	、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯 田、字睦ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四 郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開 、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高 塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字 宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字 墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀 田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水 上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石 道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七 曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広 畑の地域に限る。)、及び桑曲(字前田、字牧 ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字 上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山 の地域に限る。)

黒木町	嘉麻市	豊前市	
大字田代(字下筒井、字上筒井、字海太郎、	千手(字ナカノの地域に限る。)、泉河内(字 ヲムカイ、字ウト、字山ノ下、字油、字高 畑及び字栗野の地域に限る。)、嘉穂才田(字 川渕、字ムカエハル、字上ノ原、字下ノ トリ及び字柴原の地域に限る。)、及び桑野(字 倉谷、字イチノ及び字山セ川の地域に限る。)	大字中川底(八百三十四番地の一から千八百 五十一番地までの地域に限る。)	、山口(字米の山、字茜屋、字アラ谷、字飯 田、字睦ヶ谷、字ヲジト、字河原、字勘四 郎、字コノヲ、字城山、字城ノ山、字新開 、字地藏ヶ原、字下木屋、字尻ノ谷、字高 塚、字竹ノ尾、字堂田、字峠、字松葉、字 宮ノ脇、字六反田、字道官、字梨木原、字 墓ノ尾、字橋ヶ下、字平原、字仏田、字堀 田及び字前田の地域に限る。)、弥山(字水 上、字坂ノ下、字大山口、字大塚、字大石 道、字コボシキ、字小山口、字鳥越、字七 曲、字仁田尾、字萩の迫、字畑川及び字広 畑の地域に限る。)、及び桑曲(字前田、字牧 ノ内、字ホリ田、字八郎四、字神ノ後、字 上ノ浦、字ヲナシ、字薄ヶ藪及び字上ノ山 の地域に限る。)

、字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字檜ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿躰、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。）、黒木町鹿子生(字作り道、字窪、字鶯ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糯田の地域に限る。)、黒木町土窪(字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。)、黒木町木屋(字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字葶扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、

字鋤先、字鳥山、字曾底、字捨井手、字下堂目木、字上堂目木、字柿ノ木迫、字下姥ヶ塚、字北明所、字湯ノ下、字坂ノ根、字角佛、字小別当、字辻ノ木、字年ノ神、字三反田、字檜ノ実谷、字松本、字津留、字阿蘇谷、字池ノ谷、字井手ノ本、字岩ノ鼻、字下真梨穂、字新城、字尾草、字下尾道、字南真門、字堂ノ迫、字杉山、字田ノ原、字大坪、字鶴牧、字高柿、字森ノ下、字鳥越、字菅之谷、字谷山口、字願正、字山口、字勿躰、字睦園、字堂目木及び字陣床の地域に限る。)、大字鹿子生(字作り道、字窪、字鶯ノ谷、字仲田、字細工谷、字長畑、字村下、字屋敷、字南前田、字鬼突、字大股及び字糯田の地域に限る。)、大字土窪(字一ノ渡瀬、字柳ノ原、字梅ヶ谷、字辻、字段、字上川原、字迫田、字平瀬、字福寿庵、字井手、字長老岩、字文田、字細工谷、字中通、字西方、字辻山、字池ノ上、字原畑、字石原、字溝添、字僧見、字不動前、字不動山、字込野、字毛條野及び字柿ノ木迫の地域に限る。)、大字木屋(字森、字本村、字釘ノ鼻、字本坪、字山桃塚、字屋舗ノ下、字平平、字葶扱場、字松出、字京ノ松、字前田、字大窪、字中村、字建石、字佛岩、字堂ノ先、字差原、字垣添、字葛原、字鹿ノ子谷、字洲頭、字小川原、字井川元、字塚原、字小平、字大迫、字楮四

築上町	添田町	
大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限	大字枹田(字糺宮、字中ノ原、字仙道及び字 広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川 内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、 字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る 。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐 ヶ谷の地域に限る。)及び大字中元寺(字木 浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)	字楮四郎、字長田、字長田下、字大下、字 村下、字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字 辻、字山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字 橋本、字高平、字辻ノ上、字木山、字家鋪 、字小谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦 ノ上、字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字 木山向、字後ヶ迫、字境ノ谷(八千七百九十 八番地の一から八千八百三十六番地まで及 び一万九百九十番地の二から一万千二百二十 四番地までの地域に限る。)、字美野尾(五 千九百七番地から五千九百五十二番地まで 及び七千二百二番地の一から七千三百二十 四番地までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字 紫扱谷及び字楮原の地域に限る。)及び黒木 町北木屋(字前田、字御明園、字梶谷、字下 荒谷、字白金、字久保、字外園、字水口、 字滝ノ上、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原 の地域に限る。)

築上町	添田町	
大字小山田(字小川谷及び字永尾の地域に限	大字枹田(字糺宮、字中ノ原、字仙道及び字 広瀬の地域に限る。)、大字落合(字別所川 内、字鍛冶屋、字長谷、字緑川、字深倉、 字中河原、字駒鳴及び字芝峠の地域に限る 。)、大字英彦山(字町、字北坂本及び字唐 ヶ谷の地域に限る。)及び大字中元寺(字木 浦、字大藪及び字戸谷の地域に限る。)	郎、字長田、字長田下、字大下、字村下、 字野ノ中、字餅田、字薬師ノ元、字辻、字 山ノ神、字小西ノ上、字弓掛塔、字橋本、 字高平、字辻ノ上、字木山、字家鋪、字小 谷ノ迫、字浦小路、字二本木、字浦ノ上、 字一ノ坂、字辨財天、字茅切場、字木山向 、字後ヶ迫、字境ノ谷(八千七百九十八番地 の一から八千八百三十六番地まで及び一万 九百九十番地の二から一万千二百二十四番地 までの地域に限る。)、字美野尾(五千九百 七番地から五千九百五十二番地まで及び七 千二百二番地の一から七千三百二十四番地 までの地域に限る。)、字竹ノ迫、字紫扱谷 及び字楮原の地域に限る。)及び大字北木屋 (字前田、字御明園、字梶谷、字下荒谷、字 白金、字久保、字外園、字水口、字滝ノ上 、字滝ノ下、字山ノ原及び字漆原の地域に 限る。)

大分県	熊本県		佐賀県	
佐伯市	山都町	八代市	太良町	鹿島市
大字長谷(字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬、字早稻田、字ハゴノ木、字奥河内、字横	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏原及び安方	坂本町(坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及び市ノ俣の地域に限る。)及び東陽町小浦(内の原及び箱石の地域に限る。)	大字多良(字矢筈、字安永、字次葉深、字流矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。)、大字糸岐(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木、字金目及び字大野の地域に限る。)及び大字大浦(字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。)	大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉾扮、字榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在及び字横道の地域に限る。)、大字音成(字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。)及び大字飯田(字名切、字七曲及び字小場田の地域に限る。)

大分県	熊本県		佐賀県	
佐伯市	山都町	八代市	太良町	鹿島市
大字長谷(字ジイ田、字スリノ下、字大長瀬、字早稻田、字ハゴノ木、字奥河内、字横	井無田、大平、高月、郷野原、鶴ヶ田、仏原及び安方	坂本町(坂本、荒瀬、葉木、鎌瀬、中津道及び市ノ俣の地域に限る。)及び東陽町小浦(内の原及び箱石の地域に限る。)	大字多良(字矢筈、字安永、字次葉深、字流矢、字大平及び字柳谷の地域に限る。)、大字糸岐(字中尾、字槇ノ内、字風配、字当木、字金目及び字大野の地域に限る。)及び大字大浦(字牛尾呂及び字船倉の地域に限る。)	大字山浦(字多々良、字龍ノ平、字七美谷、字小川内、字下黒内、字上黒内、字才又、字多布木、字一本松、字七曲、字鉾扮、字榎谷、字坂山、字開花、字東川内、字番在及び字横道の地域に限る。)、大字音成(字本行、字平仁田、字瀬戸、字高野平、字西河内、字片木、字赤岩、字柳坂及び字黒仁田の地域に限る。)及び大字飯田(字名切、字七曲及び字小場田の地域に限る。)

畑、字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏鳥、字丸尾、字原、字原山、字原道ノ下、字古屋敷、字虎ケ藪、字向道下、字荒谷口、字轟、字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、字治郎丸口、字蛇石ケ原、字小治ケ搭、字小治木藤、字小治郎丸、字新開、字仁藤治尾、字清水湧、字川原畑、字川向、字カバ河内、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸、字大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡瀬ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向瀬、字尾サキ、字平石、字辺田、字棒ケ原、字棕ロウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下ツツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ元、字九ノ内、字九ノ内、字穴ケ原、字後口畑、字向原、字小ノ下、字松川内、字上ノツル、字上ノ山、字仁藤田、字船川内、字駄場ケ原、字大田、字地神、字中ノ戸、字中大越、字中尾、字長場山、字長畑、字田ノ平、字田平、字藤河内、字洞ノ川、字道ノ上ノ下、字麦田、字板平、字小石、字桧原、字トンカワチ、字長瀬、字長瀬原、字大越、字大原、字佐土ケ平、字鍵裏、字下ケ迫、字又五郎、字黒ケ原、字梨子ノ木、字城見ケ原、字柚ノ木、字難谷、字岡ノ松、字高平、字荒内口、字森ノ木、字塚畑、字立山、字荒内及び字鯨越下夕の地域に

畑、字屋敷付、字時石、字下ノ田、字夏鳥、字丸尾、字原、字原山、字原道ノ下、字古屋敷、字虎ケ藪、字向道下、字荒谷口、字轟、字黒ニタ、字坂ノ下、字治郎丸、字治郎丸口、字蛇石ケ原、字小治ケ搭、字小治木藤、字小治郎丸、字新開、字仁藤治尾、字清水湧、字川原畑、字川向、字カバ河内、字前、字前川、字土屋原、字大治郎丸、字大塚、字竹山ノ下、字中屋敷、字渡瀬ノ上、字高ヒタリ、字洞ノ迫、字日向瀬、字尾サキ、字平石、字辺田、字棒ケ原、字棕ロウ原、字柚木原、字宮ノ首、字柚ノ木原、字ツエ久保、字ツツラ、字マトバ、字井ノ本、字岡、字岡ノ上、字岡ノ内、字下ツツラ、字下ノツル、字下川内、字宮ノ元、字九ノ内、字九ノ内、字穴ケ原、字後口畑、字向原、字小ノ下、字松川内、字上ノツル、字上ノ山、字仁藤田、字船川内、字駄場ケ原、字大田、字地神、字中ノ戸、字中大越、字中尾、字長場山、字長畑、字田ノ平、字田平、字藤河内、字洞ノ川、字道ノ上ノ下、字麦田、字板平、字小石、字桧原、字トンカワチ、字長瀬、字長瀬原、字大越、字大原、字佐土ケ平、字鍵裏、字下ケ迫、字又五郎、字黒ケ原、字梨子ノ木、字城見ケ原、字柚ノ木、字難谷、字岡ノ松、字高平、字荒内口、字森ノ木、字塚畑、字立山、字荒内及び字鯨越下夕の地域に

白杵市	限る。）	野津町大字東谷（字刈田、字大岩ヶ迫、字長畑ヶ、字下出羽、字丸畑ヶ、字鑑ノ口、字桑畑ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字津川、字西、字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ田、字福原、字高野、字山ノ迫、字祓処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田、字石ヶ迫、字引明、字神割、字後ヶ谷、字久保田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。）、野津町大字老松（字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野平の地域に限る。）	（削除）	（削除）	豊後大野市	玖珠町
		緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野			大字戸畑（字峠尾、字西奥畑、字西椽ノ木、字新入山、字峠、字津々良、字横道ノ下、字大岩、字花ノ木田、字佛ノ塔、字尾越、字西応寺、字向島、字井原釣、字井原、字泉園、字竹ノ尾、字鏡山、字大萌、字矢野嶽、字上ノ平、字亀ノ甲、字小屋志、字無	

白杵市	限る。）	野津町大字東谷（字刈田、字大岩ヶ迫、字長畑ヶ、字下出羽、字丸畑ヶ、字鑑ノ口、字桑畑ヶ、字桑ヶ谷、字峠ノ下、字山中、字津川、字西、字大平、字尾原、字迫ノ口、字向ノ田、字福原、字高野、字山ノ迫、字祓処、字谷ノ子、字中ゾノ、字前田、字石ヶ迫、字引明、字神割、字後ヶ谷、字久保田、字清水ノ元、字野中、字長迫、字柳田、字長羽山、字新地、字水ヶ谷、字板ヶ迫及び字垣河内の地域に限る。）、野津町大字老松（字鼻操石、字城ヶ平、字下陣、字上引田、字上坪、字上百田、字原口及び字小野平の地域に限る。）	宇佐市	大字正覚寺及び大字熊	豊後大野市	玖珠町
		緒方町上冬原、緒方町徳田、緒方町中野、緒方町大石、緒方町木野、緒方町冬原、緒方町下徳田、緒方町柚木及び緒方町上年野			大字戸畑（字峠尾、字西奥畑、字西椽ノ木、字新入山、字峠、字津々良、字横道ノ下、字大岩、字花ノ木田、字佛ノ塔、字尾越、字西応寺、字向島、字井原釣、字井原、字泉園、字竹ノ尾、字鏡山、字大萌、字矢野嶽、字上ノ平、字亀ノ甲、字小屋志、字無	

田草、字龍神、字ヤメヲ、字底尾野、字白金、字一ノ村、字白水、字猪藪、字西老兼、字菅ノ迫、字南老兼、字北老兼、字東老兼、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜山、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高札ノ上、字中村、字本之村、字野中、字砂原、字鰐口、字中ノ原、字削滅岩、字上ノ山、字道ノ上、字萩原山、字野塚、字釜焼ノ久保、字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ヶ原、字北平、字谷尻、字森木、字山之神、字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、字峯、字滝の原及び字小西の地域に限る。）、大字戸畑（字山角、字向田、字岩ノ上、字東高瀬、字西高瀬、字山中、字上山中、字山戸越、字畠ヶ迫、字東後尾野、字後尾野、字戸ノ平、字離尾、字瀬穴、字酢の木、字広登、字台、字山ノ口台、字狸穴、字前田原、字神田平、字井川道、字峰ノ下、字口尾、字藤田原、字合ノ谷前、字郷ノ谷、字上朝見、字後朝見、字下朝見、字水舟、字後梅及び字前梅の地域に限る。）、大字四日市（字大野原、字尾杉、字大平、字上サノ原、字清田川、字苗代田、字金山、字大谷、字遠見、字東小清原、字西小清原、字平原、字獄、字戸之平、字ヘリ山、字垣ノ内、字河内、字葛根平、字大野原、字前田、字木牟田、字西ノ平、字三ツ石、字妙見石、字前ノ台、字尾坪、字杉塚、字浦山及び字荻松堂

田草、字龍神、字ヤメヲ、字底尾野、字白金、字一ノ村、字白水、字猪藪、字西老兼、字菅ノ迫、字南老兼、字北老兼、字東老兼、字鹿馬ノ木、字崩野、字向ノ山、字桜山、字山ノ口、字無田山、字札ノ本、字高札ノ上、字中村、字本之村、字野中、字砂原、字鰐口、字中ノ原、字削滅岩、字上ノ山、字道ノ上、字萩原山、字野塚、字釜焼ノ久保、字近道ノ久保、字市ノ迫、字蛇ヶ原、字北平、字谷尻、字森木、字山之神、字内ノ迫、字丸尾、字羽根田、字峯、字滝の原及び字小西の地域に限る。）、大字戸畑（字山角、字向田、字岩ノ上、字東高瀬、字西高瀬、字山中、字上山中、字山戸越、字畠ヶ迫、字東後尾野、字後尾野、字戸ノ平、字離尾、字瀬穴、字酢の木、字広登、字台、字山ノ口台、字狸穴、字前田原、字神田平、字井川道、字峰ノ下、字口尾、字藤田原、字合ノ谷前、字郷ノ谷、字上朝見、字後朝見、字下朝見、字水舟、字後梅及び字前梅の地域に限る。）、大字四日市（字大野原、字尾杉、字大平、字上サノ原、字清田川、字苗代田、字金山、字大谷、字遠見、字東小清原、字西小清原、字平原、字獄、字戸之平、字ヘリ山、字垣ノ内、字河内、字葛根平、字大野原、字前田、字木牟田、字西ノ平、字三ツ石、字妙見石、字前ノ台、字尾坪、字杉塚、字浦山及び字荻松堂

鹿児島県	宮崎県		
伊佐市	串間市	日南市	
大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大口青木東、大口針持及び大口曾木	大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小字戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。)及び大字大矢取(字松頭、字向原、字前畑、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛槿の地域に限る。)	大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)&及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円、字飯屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。)	の地域に限る。)及び大字山浦(字立平、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字大曲、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久保、字舞原、字花香、字篠原、字竜門、字山ノ上、字千重、字改立、字中野、字前原、字萩原、字日向、字下ノ園、字釣、字駄原、字秋畑、字向原及び字大原野の地域に限る。)

鹿児島県	宮崎県		
伊佐市	串間市	日南市	
大口笹野、大口羽月山神、大口羽月西、大口青木東、大口針持及び大口曾木	大字奴久見(字赤石、字崩元、字牧ノ谷、字石山、字大迫、字夫婦石、字大丸、字葛ヶ迫、字山ノ神、字垂門、字斜木、字古竹、字黒土田、字小字戸、字高田、字松ノ本、字菅牟田、字大谷、字迎ノ原、字柳原及び字松船の地域に限る。)及び大字大矢取(字松頭、字向原、字前畑、字牧内、字轟ヶ谷、字松ヶ谷及び字佛槿の地域に限る。)	大字吉野方(字瀬田尾山ノ神の地域に限る。)&及び大字大窪(字通水、字札之尾、字茶円、字飯屋、字寺村、字南平及び字宿之河内の地域に限る。)	の地域に限る。)及び大字山浦(字立平、字上ノ台、字早水原、字下ノ寺、字柳平、字大曲、字中村、字鬼池、字田代、字堂ノ久保、字舞原、字花香、字篠原、字竜門、字山ノ上、字千重、字改立、字中野、字前原、字萩原、字日向、字下ノ園、字釣、字駄原、字秋畑、字向原及び字大原野の地域に限る。)

○ 厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等（平成十二年厚生省告示第百二十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準 イ ホ （略） へ その他 (1) （略） (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）	一 利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準 イ ホ （略） へ その他 (1) （略） (2) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービス費のイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）別表指定介

二

(略)

別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

二

(略)

介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者が利用、入所又は入院するものについては、特別な居室等の提供を行ったことに伴い必要となる費用の支払を利用者、入所者及び入院患者から受けることはできないものとする。

○ 厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十七年厚生労働省告示第四百九号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
表（略） 備考 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)（一）a若しくはb若しくはロ(2)（一）a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。	表（略） 備考 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ(1)、(2)若しくは(3)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)（一）a、b若しくはc若しくはロ(2)（一）a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十八号）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。				
	所得の区分		居室等の区分	額	
一	イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの	ユニット型個室	一日につき 千三百十円		
		ユニット型準個室	一日につき 千三百十円		
		従来型個室（特養等）	一日につき 八百二十円		
		多床室	一日につき 三百七十円		

現 行	介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下「施行法」という。）第十三条第五項第二号に規定する居住費の特定負担限度額（以下「居住費の特定負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。				
	所得の区分		居室等の区分	額	
一	イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、平成十七年九月三十日において厚生労働大臣が定める旧措置入所者の所得の区分及び割合（平成十二年厚生省告示第六十三号）の表の下欄の割合が百分の九十五以上である者（以下「特定旧措置入所者」という。）以外のもの	ユニット型個室	一日につき 千三百十円		
		ユニット型準個室	一日につき 千三百十円		
		従来型個室	一日につき 八百二十円		
		多床室	一日につき 三百二十円		

二			
ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの 特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者			
ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
一日につき千三百十円	一日につき千三百十円	一日につき千三百十円	一日につき千三百十円

二			
ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護（生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）第二条に規定する保護をいう。以下同じ。）を必要としない状態となるもので、かつ、特定旧措置入所者以外のもの ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第四号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば同号イの規定に該当しないこととなるもの 特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者			
ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室
一日につき千三百十円	一日につき千三百十円	一日につき千三百十円	一日につき千三百十円

					三		
ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの					三		
特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九十四年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八十二条第一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをい					ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室
					多床室	零円	一日につき
							八百二十円
							一日につき
							四百九十円
							一日につき
							三百二十円
							一日につき
							零円
					三		
ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの					三		
特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、指定地域密着型サービス（介護保険法（平成九十四年法律第二百二十三号）第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいい、同法第八十二条第一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に限る。以下同じ。）又は指定介護福祉施設サービス（同法第四十八条第一項第一号に規定する指定介護福祉施設サービスをい					ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室
					多床室	零円	一日につき
							八百二十円
							一日につき
							四百九十円
							一日につき
							三百二十円
							一日につき
							零円

う。以下同じ。）を受け
る日の属する年の前年（
指定地域密着型サービス
又は指定介護福祉施設サ
ービスを受ける日の属す
る月が一月から六月まで
の場合にあつては、前々
年）中の公的年金等の収
入金額（所得税法（昭和
四十年法律第三十三号）
第三十五条第二項第一号
に規定する公的年金等の
収入金額をいう。）及び
当該指定地域密着型サ
ービス又は指定介護福祉
施設サービスを受ける日の
属する年の前年（当該指
定地域密着型サービス又
は指定介護福祉施設サ
ービスを受ける日の属する
月が一月から六月までの
場合にあつては、前々年
）の合計所得金額（地方
税法（昭和二十五年法律
第二百二十六号）第二百
九十二条第一項第十三号
に規定する合計所得金額
をいい、その額が零を下
回る場合には、零とする
。）の合計額（以下「公

う。以下同じ。）を受け
る日の属する年の前年（
指定地域密着型サービス
又は指定介護福祉施設サ
ービスを受ける日の属す
る月が一月から六月まで
の場合にあつては、前々
年）中の公的年金等の収
入金額（所得税法（昭和
四十年法律第三十三号）
第三十五条第二項第一号
に規定する公的年金等の
収入金額をいう。）及び
当該指定地域密着型サ
ービス又は指定介護福祉
施設サービスを受ける日の
属する年の前年（当該指
定地域密着型サービス又
は指定介護福祉施設サ
ービスを受ける日の属する
月が一月から六月までの
場合にあつては、前々年
）の合計所得金額（地方
税法（昭和二十五年法律
第二百二十六号）第二百
九十二条第一項第十三号
に規定する合計所得金額
をいい、その額が零を下
回る場合には、零とする
。）の合計額（以下「公

四			
的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八 十万円以下のもの ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保		特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保	
ユニット型個室 ユニット型準			
一日につき 八百二十円		一日につき 四百九十円 （基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特	
四			
的年金等の収入金額等の合計額」という。）が八 十万円以下のもの ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保		特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、公的年金等の収入金額等の合計額が八十万円以下であるもの ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保	
ユニット型個室 ユニット型準			
一日につき 八百二十円		一日につき 四百九十円 （基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額（施行法第十三条第五項第一号に規定する食費の特	

護を必要としない状態となるもの（二の項口に掲げる者を除く。）

定負担限度額をいう。以下同じ。～及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）

護を必要としない状態となるもの（二の項口に掲げる者を除く。）

定負担限度額をいう。以下同じ。～及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、介護保険法の施行の際現に介護保険法施行法第二十条の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十八条第一項の規定により市町村の長が同項に規定する当該措置に係る者から徴収している額（以下「費用徴収額」という。）

	従来型個室
徴収額を加えた額が、費用を	を上回る場合は、一日につき零円）
一日につき四百二十円	ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる額とする。
イ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に	
食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額	
	従来型個室
徴収額を加えた額が、費用を	を上回る場合は、一日につき零円）
一日につき四百二十円	ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる額とする。
イ 基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に	
食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額	

上回る場合（口に掲げる場合を除く。）	一日につき三百二十円	口基準額から当該基準額の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百二十円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合
--------------------	------------	---

上回る場合（口に掲げる場合を除く。）	一日につき	三百二十円	口基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び一日につき三百二十円とした居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合
--------------------	-------	-------	--

五			
特定旧措置入所者以外の者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第百七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて			
多床室	従来型個室	ユニット型個室	多床室
一日につき 三百二十円	一日につき 四百九十円	一日につき 八百二十円	一日につき 三百七十円 （基準額から当該基準額に百分の九十五を乗じて得た額を控除した額に食費の特定負担限度額及び居住費の特定負担限度額を加えた額が、費用徴収額を上回る場合にあっては、一日につき零円）
一日につき			一日につき 零円

、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。） ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び三の項口に掲げる者を除く。） ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	零円

、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされ同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの（以下「老齢福祉年金受給者」という。） ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び三の項口に掲げる者を除く。） ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	零円

六		
特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項口及び四の項口に掲げる者を除く。） ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき 八百二十円
	ユニット型準個室 従来型個室 多床室	一日につき 零円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案

六		
特定旧措置入所者であつて、次のいずれかに該当するもの イ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、老齢福祉年金受給者又はこれに準ずると認められるもの ロ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費の特定負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（二の項口及び四の項口に掲げる者を除く。） ハ 施行規則第七十二条の二において準用する施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき 八百二十円
	ユニット型準個室 従来型個室 多床室	一日につき 零円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案

して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。

五 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のイ(1)若しくは(2)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)―a若しくはb若しくはロ(2)―a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号。以下「特定居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、特定居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、特定居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室をいう。

四 この表において「多床室」とは、特定居住費用告示の表備考四に規定する多床室をいう。

五 基準額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイ(1)、(2)若しくは(3)若しくはロ(1)若しくは(2)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス費等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ(2)―a、b若しくはc若しくはロ(2)―a若しくはbに定める単位数に十円を乗じて算定するものとする。

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修（平成二十四年厚生労働省告示第百十三号）（抄）【平成二十七年四月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
一 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項及び第六条第二項の厚生労働大臣が定める者 医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。） 二 指定地域密着型サービス基準第四十三条第二項、第六十四条第三項、第九十一条第二項及び第百七十二条第二項の厚生労働大臣が定める研修 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。） ）、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。） ）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）を管理及び運営していくために	一 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第二項及び第六条第二項の厚生労働大臣が定める者 医師、保健師、准看護師、社会福祉士又は介護支援専門員（介護保険法（平成九年法律百二十三号）第七条第五項に規定する介護支援専門員をいう。） 二 指定地域密着型サービス基準第四十三条第二項、第六十四条第三項、第九十一条第二項及び第百七十二条第二項の厚生労働大臣が定める研修 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。） ）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第四十五条第一項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。） ）、指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。） ）、指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第九十条第一項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）及び指定複合型サービス事業所（指定地域密着型サービス基準第百七十一条第一項に規定する指定複合型サービス事業所をいう。以下同じ。）を管理及び運営していくために必要な人事管理、地域との

必要な人事管理、地域との連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修

三 指定地域密着型サービス基準第六十三条第十一項及び第七十一条第九項の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修

四 指定地域密着型サービス基準第六十五条、第九十二条及び第七十三条の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修

五 指定地域密着型サービス基準第九十条第六項の厚生労働大臣が定める研修

認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第九十条第五項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。）を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修

六 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）

第六条第二項、第四十五条第三項及び第七十一条第二項の厚生労働大臣が定める研修

第二号に掲げる研修

七 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第十一項の厚生労働大臣が定める研修

連携その他の事項に関する知識及び技術を修得するための研修

三 指定地域密着型サービス基準第六十三条第十一項及び第七十一条第九項の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定複合型サービス事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえたサービス計画を作成するために必要な介護の手法、地域での生活支援その他の事項に関する知識及び技術を習得させるための研修

四 指定地域密着型サービス基準第六十五条、第九十二条及び第七十三条の厚生労働大臣が定める研修

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定複合型サービス事業所の運営に必要な認知症に関する基本的な知識、権利擁護その他の事項に関する知識や技術を習得させるための研修

五 指定地域密着型サービス基準第九十条第六項の厚生労働大臣が定める研修

認知症対応型共同生活介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた認知症対応型共同生活介護計画（指定地域密着型サービス基準第九十条第五項に規定する認知症対応型共同生活介護計画をいう。）を作成するために必要な認知症介護に関する実践的な知識及び技術を習得させるための研修

六 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）

第六条第二項、第四十五条第三項及び第七十一条第二項の厚生労働大臣が定める研修

第二号に掲げる研修

七 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十四条第十一項の厚生労働大臣が定める研修

第三号に掲げる研修 八 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条及び第七十二条の厚生労働大臣が定める研修 第四号に掲げる研修 九 指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第六項の厚生労働大臣が定める研修 第五号に掲げる研修	第三号に掲げる研修 八 指定地域密着型介護予防サービス基準第四十六条及び第七十二条の厚生労働大臣が定める研修 第四号に掲げる研修 九 指定地域密着型介護予防サービス基準第七十条第六項の厚生労働大臣が定める研修 第五号に掲げる研修
---	---

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】
 （変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7 （略） 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(I) a～e （略） (二) 単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 687単位 b 要介護2 754単位 c 要介護3 822単位 d 要介護4 889単位 e 要介護5 954単位 (2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費(I) a～e （略） (二) 併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 646単位 b 要介護2 713単位 c 要介護3 781単位 d 要介護4 848単位 e 要介護5 913単位 ロ～ハ （略） 9～11 （略）	別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表 1～7 （略） 8 短期入所生活介護費（1日につき） イ 短期入所生活介護費 (1) 単独型短期入所生活介護費 (一) 単独型短期入所生活介護費(I) a～e （略） (二) 単独型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 640単位 b 要介護2 707単位 c 要介護3 775単位 d 要介護4 842単位 e 要介護5 907単位 (2) 併設型短期入所生活介護費 (一) 併設型短期入所生活介護費(I) a～e （略） (二) 併設型短期入所生活介護費(II) a 要介護1 599単位 b 要介護2 666単位 c 要介護3 734単位 d 要介護4 801単位 e 要介護5 866単位 ロ～ハ （略） 9～11 （略）

○ 指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】
 （変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費（1日につき） （一）介護福祉施設サービス費 a 介護福祉施設サービス費(I) i ～ v （略） b 介護福祉施設サービス費(II) i 要介護 1 594単位 ii 要介護 2 661単位 iii 要介護 3 729単位 iv 要介護 4 796単位 v 要介護 5 861単位 （二）小規模介護福祉施設サービス費 a 小規模介護福祉施設サービス費(I) i ～ v （略） b 小規模介護福祉施設サービス費(II) i 要介護 1 747単位 ii 要介護 2 810単位 iii 要介護 3 877単位 iv 要介護 4 940単位 v 要介護 5 1,002単位 (2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき） （一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i ～ iii （略） b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護 1 594単位 ii 要介護 2 又は要介護 3 700単位	別表 指定施設サービス等介護給付費単位数表 1 介護福祉施設サービス イ 介護福祉施設サービス (1) 介護福祉施設サービス費（1日につき） （一）介護福祉施設サービス費 a 介護福祉施設サービス費(I) i ～ v （略） b 介護福祉施設サービス費(II) i 要介護 1 547単位 ii 要介護 2 614単位 iii 要介護 3 682単位 iv 要介護 4 749単位 v 要介護 5 814単位 （二）小規模介護福祉施設サービス費 a 小規模介護福祉施設サービス費(I) i ～ v （略） b 小規模介護福祉施設サービス費(II) i 要介護 1 700単位 ii 要介護 2 763単位 iii 要介護 3 830単位 iv 要介護 4 893単位 v 要介護 5 955単位 (2) 旧措置入所者介護福祉施設サービス費（1日につき） （一）旧措置入所者介護福祉施設サービス費 a 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I) i ～ iii （略） b 旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II) i 要介護 1 547単位 ii 要介護 2 又は要介護 3 653単位

<u>iii 要介護 4 又は要介護 5</u> 828単位		<u>iii 要介護 4 又は要介護 5</u> 781単位	
(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費		(二) 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費	
a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)		a 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)	
i ～ iii (略)		i ～ iii (略)	
b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)		b 小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(II)	
<u>i 要介護 1</u> 747単位		<u>i 要介護 1</u> 700単位	
<u>ii 要介護 2 又は要介護 3</u> 847単位		<u>ii 要介護 2 又は要介護 3</u> 800単位	
<u>iii 要介護 4 又は要介護 5</u> 970単位		<u>iii 要介護 4 又は要介護 5</u> 923単位	
ロ～レ (略)		ロ～レ (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	

○ 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】
（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～6 （略） 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき） (一)～(五) （略） (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき） (一) 要介護1 594単位 (二) 要介護2 661単位 (三) 要介護3 729単位 (四) 要介護4 796単位 (五) 要介護5 861単位 ロ （略） ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） (一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) a～e （略） (二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) a 要介護1 747単位 b 要介護2 810単位 c 要介護3 877単位 d 要介護4 940単位 e 要介護5 1,002単位 (2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） (一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)	別表 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表 1～6 （略） 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 イ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)（1日につき） (一)～(五) （略） (2) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II)（1日につき） (一) 要介護1 547単位 (二) 要介護2 614単位 (三) 要介護3 682単位 (四) 要介護4 749単位 (五) 要介護5 814単位 ロ （略） ハ 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費 (1) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） (一) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I) a～e （略） (二) 経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(II) a 要介護1 700単位 b 要介護2 763単位 c 要介護3 830単位 d 要介護4 893単位 e 要介護5 955単位 (2) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（1日につき） (一) 旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)

a ～ c (略)		a ～ c (略)			
(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)		(二) 旧措置入所者経過の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)			
a	要介護 1	747単位	a	要介護 1	700単位
b	要介護 2 又は要介護 3	847単位	b	要介護 2 又は要介護 3	800単位
c	要介護 4 又は要介護 5	970単位	c	要介護 4 又は要介護 5	923単位
ニ～ネ (略)		ニ～ネ (略)			
8 (略)		8 (略)			

○ 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】
（変更点は下線部）

改 正 前	改 正 後
別表	別表
指定介護予防サービス介護給付費単位数表	指定介護予防サービス介護給付費単位数表
1～7 (略)	1～7 (略)
8 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	8 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)
イ 介護予防短期入所生活介護費	イ 介護予防短期入所生活介護費
(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費
(イ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)	(イ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(I)
a・b (略)	a・b (略)
(ニ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)	(ニ) 単独型介護予防短期入所生活介護費(II)
a 要支援 1 495単位	a 要支援 1 460単位
b 要支援 2 615単位	b 要支援 2 573単位
(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(2) 併設型介護予防短期入所生活介護費
(イ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)	(イ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(I)
a・b (略)	a・b (略)
(ニ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)	(ニ) 併設型介護予防短期入所生活介護費(II)
a 要支援 1 473単位	a 要支援 1 438単位
b 要支援 2 581単位	b 要支援 2 539単位
ロ～ホ (略)	ロ～ホ (略)
9～11 (略)	9～11 (略)

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サ―ビス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正後

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サ―ビス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サ―ビス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。					
区分	額				
ユニット型個室	一日につき千九百七十円				
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円				
従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円				
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円				
（削除）	（削除）				

改正前

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十一条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等（同条第一項に規定する特定介護保険施設等をいう。）における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第二項第二号に規定する特定介護予防サ―ビス事業者（同条第一項に規定する特定介護予防サ―ビス事業者をいう。）における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。					
区分	額				
ユニット型個室	一日につき千九百七十円				
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円				
従来型個室（特養等）	一日につき千百五十円				
従来型個室（老健・療養等）	一日につき千六百四十円				
多床室	一日につき三百七十円				

多床室（特養等）	一日につき八百四十円
多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくはユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護

（新設）	（新設）
（新設）	（新設）

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表（以下「指定居宅サービス介護給付費単位数表」という。）に規定する単独型ユニット型短期入所生活介護費(I)、併設型ユニット型短期入所生活介護費(I)、ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(I)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(II)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(III)のユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(i)、ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(I)、ユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費(I)、ユニット型診療所短期入所療養介護費(I)、ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(I)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)若しくはユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(II)のユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費(i)、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくはユニット型経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護

活介護費Ⅱ、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅰのユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅱ、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅱのユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅱ、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲのユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅱ、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅱ、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅱ、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費Ⅰのユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費ⅱ若しくはユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費Ⅱのユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費ⅱを算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）若しくは併設型短期入所生活介護費Ⅰ、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費Ⅰ若しくは小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰを算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰの介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱの介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲの介護

活介護費Ⅱ、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅰのユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅱ、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅱのユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅱ、ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費Ⅲのユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費ⅱ、ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費Ⅱ、ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費Ⅱ、ユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費Ⅰのユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費ⅱ若しくはユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費Ⅱのユニット型認知症患者型介護予防短期入所療養介護費ⅱを算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費（Ⅰ）若しくは併設型短期入所生活介護費Ⅰ、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費Ⅰ、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費Ⅰ若しくは小規模介護福祉施設サービス費Ⅰ又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費Ⅰ若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費Ⅰを算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、指定居宅サービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅰの介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱの介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ、介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲの介護

五 この表において「多床室（特養等）」とは、指定居宅サービス

介護給付費単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)若しくは併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)、指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模介護福祉施設サービス費(Ⅱ)又は指定介護予防サービス介護給付費単位数表に規定する単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)若しくは併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

六 この表において「多床室（老健・療養等）」とは、指定居宅サ

ービス介護給付費単位数表に規定する介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型

(新設)

五 この表において「多床室」とは、指定居宅サービス介護給付費

単位数表に規定する単独型短期入所生活介護費(Ⅱ)、併設型短期入所生活介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ)の介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床経過型短期入所療養介護費(Ⅱ)、診療所短期入所療養介護費(Ⅰ)の診療所短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅰ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅱ)、認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅲ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅳ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)の認知症疾患型短期入所療養介護費(Ⅴ)若しくは認知症疾患型経過型

期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(I)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を算定すべき者が利用する療養室又は病室をいう。

護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(I)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(II)の病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(I)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、診療所介護予防短期入所療養介護費(II)の診療所介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)、認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V)の認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii)若しくは認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II)を算定すべき者が利用する居室、療養室又は病室をいう。

○ 介護保険法第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び同法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（平成十七年厚生労働省告示第四百十四号）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後			改 正 前			
介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十一条の三第二項第二号に規定する居住費の負担限度額及び法第六十一条の三第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額（以下「居住費等の負担限度額」という。）は、次の表の上欄に掲げる所得の区分及び中欄に掲げる居室等の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。						
所得の区分		居室等の区分	額	所得の区分		
一	イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者	ユニット型個室	一日につき千三百十円	イ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号。以下「施行規則」という。）第八十三条の五第一号に掲げる者	ユニット型個室	
		ユニット型準個室	一日につき千三百十円		ユニット型準個室	
		従来型個室（特養等）	一日につき八百二十円		従来型個室（特養等）	
		従来型個室（老健・療養等）	一日につき千三百十円		従来型個室（老健・療養等）	
	ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば	多床室（特養等）	一日につき三百七十円		ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば	多床室
		多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十円			多床室
		多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十円			多床室
		多床室（老健・療養等）	一日につき三百七十円			多床室
多床室（老健・療養等）		一日につき三百七十円	多床室			
ハ 施行規則第八十三条の			ハ 施行規則第八十三条の			

	五第四号に掲げる者であつて、法第五十一条の第二項第二号に規定する居住費の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば施行規則第八十三条の五第四号イの規定に該当しないこととなるもの																
二	イ 施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、特定介護サービス（法第五十一条の第三項に規定する特定介護サービスをいう。以下同じ。）又は特定介護予防サービス（法第六十一条の第三項に規定する特定介護予防サービスをいう。以下同じ。）を受ける日の属する年の前年（特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十五条第二項第一号に規定する公	<table border="1"> <tr> <td>ユニット型個室</td><td>ユニット型個室</td><td>一日につき 八百二十円</td></tr> <tr> <td>ユニット型準個室</td><td>ユニット型準個室</td><td>一日につき 四百九十円</td></tr> <tr> <td>従来型個室（特養等）</td><td>従来型個室（老健・療養等）</td><td>一日につき 四百二十円</td></tr> <tr> <td>多床室（特養等）</td><td>多床室（老健・療養等）</td><td>一日につき 三百七十円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>三百七十円</td></tr> </table>	ユニット型個室	ユニット型個室	一日につき 八百二十円	ユニット型準個室	ユニット型準個室	一日につき 四百九十円	従来型個室（特養等）	従来型個室（老健・療養等）	一日につき 四百二十円	多床室（特養等）	多床室（老健・療養等）	一日につき 三百七十円			三百七十円
ユニット型個室	ユニット型個室	一日につき 八百二十円															
ユニット型準個室	ユニット型準個室	一日につき 四百九十円															
従来型個室（特養等）	従来型個室（老健・療養等）	一日につき 四百二十円															
多床室（特養等）	多床室（老健・療養等）	一日につき 三百七十円															
		三百七十円															

三		
イ	施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一	的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下のもの ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口に掲げる者を除く。）
	室 ユニット型個室 ユニット型準	
イ	一日につき	
	八百二十円	

三		
イ	施行規則第八十三条の五第一号に掲げる者であつて、国民年金法等の一	的年金等の収入金額をいう。）及び当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する年の前年（当該特定介護サービス又は特定介護予防サービスを受ける日の属する月が一月から六月までの場合にあつては、前々年）の合計所得金額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が八十万円以下のもの ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、当該者の居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口に掲げる者を除く。）
	室 ユニット型個室 ユニット型準	
イ	一日につき	
	八百二十円	

部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号） 附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	個室	四百九十円
	従来型個室（特養等）	一日につき 三百二十円
施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）	従来型個室（老健・療養等）	一日につき 四百九十円
	多床室（特養等） 多床室（老健・療養等）	一日につき 零円
施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者	多床室（老健・療養等）	一日につき 零円

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一

条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第

部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第三十二条第一項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第一条の規定による改正前の国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）に基づく老齢福祉年金（その全額につき支給が停止されているものを除く。）の受給権を有するもの	個室 従来型個室（特養等） 従来型個室（老健・療養等）	四百九十円 一日につき 三百二十円 一日につき 四百九十円
ロ 施行規則第八十三条の五第二号に掲げる者であつて、居住費等の負担限度額がこの項の下欄に掲げる額であつたとすれば保護を必要としない状態となるもの（一の項口及び二の項口に掲げる者を除く。）	多床室	一日につき 零円
ハ 施行規則第八十三条の五第三号に掲げる者		

一 この表において「ユニット型個室」とは、介護保険法第五十一

条の三第二項第二号に規定する特定介護保険施設等における居住等に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額並びに同法第六十一条の三第

二 項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。 二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。 三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。 四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。 五 この表において「<u>多床室（特養等）</u>」とは、居住費用告示の表備考五に規定する<u>多床室（特養等）</u>をいう。 六 この表において「<u>多床室（老健・療養等）</u>」とは、居住費用告示の表備考六に規定する<u>多床室（老健・療養等）</u>をいう。	二 項第二号に規定する特定介護予防サービス事業者における滞在に要する平均的な費用の額及び事業所の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十二号。以下「居住費用告示」という。）の表備考一に規定するユニット型個室をいう。 二 この表において「ユニット型準個室」とは、居住費用告示の表備考二に規定するユニット型準個室をいう。 三 この表において「従来型個室（特養等）」とは、居住費用告示の表備考三に規定する従来型個室（特養等）をいう。 四 この表において「従来型個室（老健・療養等）」とは、居住費用告示の表備考四に規定する従来型個室（老健・療養等）をいう。 五 この表において「<u>多床室</u>」とは、居住費用告示の表備考五に規定する<u>多床室</u>をいう。 （新設）
--	---

○ 介護保険法施行法第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額（平成十七年厚生労働省告示第四百十六号）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正後

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室	一日につき千百五十円
多床室	一日につき八百四十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着

改正前

介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第十三条第五項第二号に規定する特定介護老人福祉施設（同条第一項に規定する特定介護老人福祉施設をいう。）における居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。

区分	額
ユニット型個室	一日につき千九百七十円
ユニット型準個室	一日につき千六百四十円
従来型個室	一日につき千百五十円
多床室	一日につき三百七十円

備考

一 この表において「ユニット型個室」とは、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表（以下「指定地域密着型サービス介護給付費単位数表」という。）に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（I）若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着

型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準(平成十二年厚生省告示第二十一号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。)に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

二 この表において「ユニット型準個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定するユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくはユニット型旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定するユニット型旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくはユニット型小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

三 この表において「従来型個室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(I)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(I)を算定すべき者が利用する居室をいう。

四 この表において「多床室」とは、指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)若しくは旧措置入所者経過的地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費(Ⅱ)又は指定施設サービス等介護給付費単位数表に規定する旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)若しくは小規模旧措置入所者介護福祉施設サービス費(Ⅱ)を算定すべき者が利用する居室をいう。

○ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成十七年厚生厚生労働省告示第四百十九号）（抄）【平成二十七年八月一日施行】

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
一 適正な手続きの確保 指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。 イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護	一 適正な手続きの確保 指定通所介護事業者、指定通所リハビリテーション事業者、指定短期入所生活介護事業者、指定短期入所療養介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業者、指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護予防通所介護事業者、指定介護予防通所リハビリテーション事業者、指定介護予防短期入所生活介護事業者、指定介護予防短期入所療養介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（以下「事業所等」という。）における居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る契約（以下「契約」という。）の適正な締結を確保するため、次に掲げるところにより、当該契約に係る手続を行うこと。 イ 当該契約の締結に当たっては、利用者等（指定通所介護事業所、指定通所リハビリテーション事業所、指定短期入所生活介護

護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定複合型サービス、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。

ハ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百十九条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百三十一条の四、第百三十一条の五、第百三十一条の六、第百三十一条の八、第百三十一条の八の二、第百三十四条、第百三十六條、第百三十八條、第百四十條の八、第百四十條の九、第百四十條の十、第百四十條の十一、第百四十條の二十四又は第百四十條の二十五の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長に提出する運営規程をいう。）への記載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

護事業所、指定短期入所療養介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定複合型サービス事業所、指定介護予防通所介護事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所、指定介護予防短期入所生活介護事業所、指定介護予防短期入所療養介護事業所、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の利用者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者及び入居者並びに指定介護療養型医療施設の入院患者をいう。以下同じ。）又はその家族に対し、当該契約の内容について文書により事前に説明を行うこと。

ロ 当該契約の内容について、利用者等から文書により同意を得ること（指定通所介護、指定通所リハビリテーション、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定複合型サービス、指定介護予防通所介護、指定介護予防通所リハビリテーション、指定介護予防認知症対応型通所介護、指定介護予防小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護を除く。）。

ハ 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程（介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第百十九条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百三十一条の四、第百三十一条の五、第百三十一条の六、第百三十一条の八、第百三十一条の八の二、第百三十四条、第百三十六條、第百三十八條、第百四十條の八、第百四十條の九、第百四十條の十、第百四十條の十一、第百四十條の二十四又は第百四十條の二十五の規定に基づき、都道府県知事又は市町村長に提出する運営規程をいう。）への記載を行うとともに事業所等の見やすい場所に掲示を行うこと。

二 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用

(1) 料

居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

- (i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用、入所又は入院するものは除く。）並びにユニットに属さない居室（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室に限る。）のうち定員が二人以上のもの 室料及び光熱費に相当する額

イ 居住、滞在及び宿泊（以下「居住等」という。）に係る利用

(1) 料

居住等に係る利用料は、居住環境の違いに応じて、それぞれ次に掲げる額を基本とすること。

- (i) ユニットに属する居室、療養室及び病室（以下「居室等」という。）並びにユニットに属さない居室等のうち定員が一人のもの（指定居室サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）別表指定居室サービス介護給付費単位数表の短期入所生活介護費のイ及びロの注9並びに短期入所療養介護費のイ(1)から(3)までの注13、ロ(1)から(5)までの注11、ハ(1)から(3)までの注9及びニ(1)から(4)までの注6並びに指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのイ及びロの注15並びに注16、介護保健施設サービスのイ及びロの注10並びに注11並びに介護療養施設サービスのイ(1)から(4)までの注11、イ(1)から(4)までの注12、ロ(1)及び(2)の注8、ロ(1)及び(2)の注9、ハ(1)から(3)までの注6並びにハ(1)から(3)までの注7並びに指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十六号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護福祉施設サービスのイからニまでの注15及び注16並びに指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第二百二十七号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防短期入所生活介護費のイ及びロの注7並びに介護予防短期入所療養介護費のイ(1)及び(2)の注9、ロ(1)から(4)までの注9、ハ(1)及び(2)の注7並びにニ(1)から(3)までの注4に定める者（以下「従来型個室特例対象者」という。）が利用、入所又は入院す

(ii) ユニットに属さない居室等（指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所の居室を除く。）のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するもの 光熱水費に相当する額 (2) 居住等に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき次項は、次のとおりとすること。 (i) 利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。） (ii) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用 ロ 食事の提供に係る利用料 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。 三 その他 利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住、滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。	るものは除く。） 室料及び光熱費に相当する額 (ii) ユニットに属さない居室等のうち定員が二人以上のもの並びに従来型個室特例対象者が利用、入所又は入院するもの 光熱水費に相当する額 (2) 居住等に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき次項は、次のとおりとすること。 (i) 利用者等が利用する施設の建設費用（修繕費用、維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。） (ii) 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱水費の平均的な費用 ロ 食事の提供に係る利用料 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。 三 その他 利用者等が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、前号に掲げる居住、滞在及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領すること。
--	--